

令和5年12月12日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）教員等による不適切な指導から子どもたちを守る取組について

教員等による不適切な指導の防止に向け、県内全ての教職員に対する研修を行うとともに、学校内で児童生徒が相談できる環境づくりも進めてほしいと考えるが、懲戒処分規定の見直しを含め、不適切な指導から子どもたちを守る取組について、教育長の所見を伺う。

また、海外では、子どもの死亡に関する効果的な予防策を検証する事業「Child Death Review」（CDR）という取組が実施されており、令和2年度より複数の都道府県がモデル事業を実施している。本県においても実施を検討してほしいと考えるが、併せて教育長の所見を伺う。

（答）

複数部局にまたがる御質問でございますが、代表して私からお答えいたします。

文部科学省の生徒指導提要に示されている行為等により、教職員が児童生徒を精神的に追い詰めるようなことは決してあってはならないことと考えております。

このため、本県におきましては、このような事案が生じた場合には、現行の懲戒処分の指針に基づき、その状況や程度等に応じて、適切に対処しているところでございます。

また、現在、半数以上の都道府県・政令市の教育委員会で懲戒処分の指針に、不適切な指導等に係る規定が設けられているところですが、その規定内容や範囲等は様々となっていることから、指針の見直しの要否も含め、どのような対応が必要か検討を進めているところでございます。

こうした中、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が、子どもたちの発達を支える視点を持ち、児童生徒の心に寄り添う指導を行うとともに相談しやすい環境づくりが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、生徒指導主事研修等で、問題行動に係る特別な指導の進め方や留意点について、ロールプレイング等の演習を通し具体的に協議するなど、適切な指導や支援を進めているところでございます。

加えて、各学校の不祥事防止研修におきましても、定期的に体罰等を防止するためのチェックシートを用いて、振り返る機会を設定するなど、全ての教職員を対象に取組の充実を図っているところであり、これらを通して、教職員による不適切な指導から子供たちを守る取組を推進してまいります。

また、Child Death Review、「予防のための子供の死亡検証」につきましては、現在、一部の自治体で試行的に実施し、その結果などを基に、国において検証の方法等について検討していると聞いておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。